

(寫)

海軍省  
南方政務部長啟

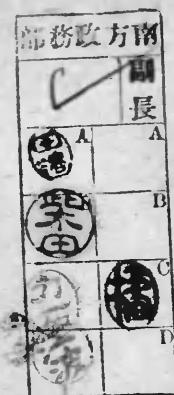
民政府調合第十八號

昭和十九年三月十八日

南西方面海軍民政府總監

山崎

謹



(生)



(任原)

マルネ  
セレベス  
小スンダ  
民政部長官 謹  
三月廿日送付

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱實施

一件調合

今般陸海軍軍政地區間ニ於ア本邦銀行ニ依ル送金ノ取扱ヲ開始スル  
コトナリタルニ付來ル四月一日ヨリ別紙要領ニ依リ實施スペシ

(別紙添一)

寫送付先

海軍省南方政務部長  
海軍省經理局長  
南西方面艦隊參謀長  
第二南遣艦隊參謀長  
第百二海軍經理部長  
同 マカクサル支部長  
同 バリックバパン支部長  
各州知事

REEL No. A-1179

0334

アジア歴史資料センター

別添

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱要領

一、取扱地區

陸海軍軍政地區全部（比島及ビルマハ軍政地區ニ非ザルモ當分  
間本要領ニ依リ送金取扱ヲ爲スモノトス）

二、取扱銀行

本邦爲替銀行支店、出張所（海軍地區ニ於アハ臺灣銀行支店  
出張所トス）

三、送金範囲

- (1) 旅費、滞在費、家族生活費、醫療費、學費、保險料等ノ送金  
(2) 小口交易（臨時軍事費買取拂下ノ方法ニ依ル交易以外ノモノ）  
ニ伴フ代金決済ノ爲ヘ送金
- (3) 軍人、軍属ノ官給金ノ送金
- (4) 軍（軍政機關ヲ含ム以下同ジ）公金ノ送金

四、爲替ノ種類

- (1) 普通送金爲替、電信爲替、當座勘定付替等  
(2) 旅行信用狀ノ發行及旅行信用狀ニ基ク手形ノ買取

五、爲替ノ表示通貨

爲替ノ金額ハ被仕向地ノ通貨ヲ以テ表示スルモノトシ銀行ハ一  
對一ノ換算率ヲ以テ現地通貨ト受拂タ爲スモノトス但シ本邦  
ヲ最終支拂地トスル旅行信用狀ニ付アハ圓爲替ヲ取組ムコトヲ  
待

六、送金ノ取締

送金ノ取組ニ付アハ送金爲替等取締令第一條ノ規定ニ依リ凡ア  
所轄民政部長官又ハ州知事ノ許可ヲ要スルモノトス  
陸軍地區ヨリノ被仕向送金ノ支拂ニ付アハ送金爲替等取締令第  
三條ノ規定ニ拘ハラズ許可ヲ要セズ

許可へ流ホ左記標準ニ依リ乙タ爲スモノトス

(1) 旅費及滞在費

旅費一船車航空料金ヲ含ム一ハ一ヶ月一千盾相當額以内・滞在費ハ一ヶ月五百盾相當額以内ヲ標準トシ  
相當ト認ムル金額

(2) 家族生活費・學費・醫療費

一ヶ月二百盾相當額ノ範圍内ニ於ア送金依頼人ノ地位、收入、過去ノ送金實績等ヲ勘案シ相當ト認ムル金額

(3) 保險料

保險料相當額

(4) 小口交易ニ伴フ代金決済ノ爲ノ送金

積出地軍政機關ノ證明アル場合ニ限り許可スルモノトス

(5) 軍人・軍屬・官給金ノ送金

軍人・軍屬ガ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給・旅費其ノ他ノ諸給與ヲ他地區ニ出張又ハ轉勤ノ爲送金セントメルトキハ軍・支給證

明書ヲ備ツタル上之ヲ許可スルモノトス

(6) 宣公金ノ送金

宣公金ノ送金ハ許可ヲ要セズ

(7) 前各號以外ノ送金

軍仕向地軍政機關ノ證明アリ且必裏已ムヲ得ザルモノト認ムルトキハ之ヲ許可スルモノトス

七、爲替銀行間ノ爲替尻ハ各地兩方開發金庫ヲ通スル爲替取引ニ依リ之ヲ調節スルモノトス

尙國海軍軍政地區間ノ爲替取引ニ依リ生ジタル爲替銀行ノ持高ハ兩方開發金庫ニ集中スル万針ヲ以テ其ノ具體的取扱手續研究中ナリ決定ノ上ハ直ニ通達ス

八、爲替銀行ノ送金手數料ハ富分ノ間民政府管轄地域相互間ノ送金手數料ニ依ルモノトス

九、爲替銀行ハ毎月其ノ取扱ニ係ル對陸軍地區送金取組支拂高ノ明

細ヲ作成シ之ヲ民政府財務局長ニ報告スルモノトス（報告書様式  
ハ對本邦送金取組、支拂高報告書ニ準ズ）

（終）

別紙（一）

民政府訓令第十八號

昭和十九年三月十八日

海軍民政府總監 山崎 嶽

ボルネオ 民政部長官 殿  
セレベス 小舜ダ

陸海軍政地圖間銀行送金取扱實施ノ件訓令

今般陸海軍政地圖間ニ於テ本邦銀行ニ依ル送金ノ取扱ヲ開始スルコトトナリタルニ付來ル四月一ヨリ別紙要領ニ依リ實施スペシ

（別紙添）

REEL No. A-1179

0339

アジア歴史資料センター

附紙

陸海軍軍政地區間銀行送金取扱要領

一 取扱地區

陸海軍軍政地區全部（比島及ビルマハ軍政地區ニ非ザルモ當分ノ間  
本要領ニ依リ送金取扱ヲ爲スモノトス）

二 取扱銀行

本邦爲替銀行支店、出張所、（海軍地區ニ於テハ台灣銀行支店出張  
所トス）

三 送金ノ範囲

- (1) 旅費、滞在費、家族生活費、醫療費、學費、保險料等ノ送金
- (2) 小口交易（臨時軍事費買取拂下ノ方法ニ依ル交易以外ノモノ）ニ  
伴フ代金決済ノ爲ノ送金
- (3) 軍人、軍屬ノ官給金ノ送金
- (4) 軍（軍政機關ヲ含ム以下同ジ）、公金ノ送金

(5) 其ノ他必要已ムヲ得ザル送金

四 爲替ノ種類

- (1) 普通送金爲替、電信爲替、當座勘定付替等
- (2) 旅行信用狀ノ發行及旅行信用狀ニ基ク手形ノ買取

五 爲替ノ表示通貨

爲替ノ金額ハ被仕向地ノ通貨ヲ以テ表示スルモノトシ銀行ハ一對一  
換算率ヲ以テ現地通貨ト受拂ヲ爲スモノトス、但シ本邦ヲ最終支  
拂地トスル旅行信用狀ニ付テハ圓爲替ヲ取組ムコトヲ得

六 送金ノ取締

送金ノ取組ニ付テハ送金爲替等取締令第一條ノ規定ニ依リ凡テ所轄  
民政部長官又ハ州知事ノ許可ヲ要スルモノトス  
陸軍地區ヨリノ被仕向送金ノ支拂ニ付テハ送金爲替等取締令第三條  
ノ規定ニ拘ヘラズ許可ヲ要セズ  
許可ハ概々左記標準ニ依リ之ヲ爲スモノトス

(6) 軍公金ノ送金

軍公金ノ送金ハ許可ヲ要セズ

例) 前各號以外ノ送金  
被仕向地軍政機關ノ證明アリ且必要已ムヲ得ザルモノト認ムルト

キハ之ヲ許可スルモノトス

中) 爲替銀行間ノ爲替尻ハ各地南方開發金庫ヲ通ズル爲替取引ニ依リ之ヲ調節スルモノトス

尚陸海軍軍政地區間ノ爲替取引ニ依リ生ジタル爲替銀行ノ持高ハ兩方開發金庫ニ集中スル方針ヲ以テ其ノ具体的取扱手續研究中ナリ、

決定ノ上ハ直ニ通達ス

八) 爲替銀行ノ送金手數料ハ當分ノ間民政府管轄地域相互間ノ送金手數料ニ依ルモノトス

九) 爲替銀行ハ毎月其ノ取扱ニ係ル對陸軍地區送金取組支拂高ノ冊細ヲ作成シ之ヲ民政府財務局長ニ報告スルモノトス(報告書様式ハ對本邦送金取組、支拂高報告書ニ準ズ)

(7) 旅費及滯在費

旅費(船車航空料金ヲ含ム)ハ一ヶ月一千盾相當額以内滯在費ハ一ヶ月五百盾相當額以内ヲ標準トシ相當ト認ムル金額

(8) 家族生活費、學費、醫療費

一ヶ月二百盾相當額ノ範圍内ニ於テ差金依頼人ノ地位、收入、過去ノ送金實績等ヲ勘案シ相當ト認ムル金額

(9) 保險料

保險料相當額

(10) 小口交易ニ伴フ代金決済ノ爲ノ送金

積出地軍政機關ノ證明アル場合ニ限り許可スルモノトス

(11) 軍人、軍屬ノ官給金ノ送金

軍人、軍屬ガ軍ヨリ支給ヲ受ケタル権利、旅費其ノ他ノ諸給與其他地區ニ出張又ハ轉勤ノ爲送金セントスルトキハ軍ノ支給證明書ヲ徵シタル上之ヲ許可スルモノトス

民政府財機密第四二七號

昭和十九年三月二十七日

南西方面海軍民政府財務局長

ボルネオ  
セレベス 民政部長官 殿  
小スンダ

陸海軍軍政地區間銀行送金開始ニ關スル件申進

首題ニ關シ三月十八日附訓令セラレ候處右實施上注意スペキ點左記ノ  
通申進候

記

一 陸軍地區向送金取組ハ金額ノ如何ヲ問ハズ（軍公金ヲ除ク）送金爲  
替等取締令第一條ノ規定ニ基キ凡テ許可申請ヲ爲サシム事ニ付

二 今回送金開始ヲ見タル主タル目的ハ旅費、生活費、保險料、軍公  
金、軍人、軍屬ノ官給金ノ送金等貿易外送金ノ達ヲ拓クニ在ルコト、  
ト、從テ

イ 小口交易決済ノ爲ノ送金ハ當該輸移出入方關係地區軍政機關ニ依  
リ適法ニ承認セラレタルモノナル場合ニ限ルコト

ロ 商社等ノ物資買付資金、營業費等ノ送金ハ豫メ被仕向地軍政機關ノ  
ノ證明アル場合ニ限り之ヲ許可スルコト

前記資金ヲ軍公金ノ名ノ下ニ送金スルコトハ對陸軍交渉經緯モアリ  
リ嚴ニ之ヲ取締ルコト

三 川匯ニ於テハ被仕向送金ニシテ一口三百盾ヲ超ユルモノニ付テハ  
其ノ支拂ニ付許可制ヲ實施シアリ 從ツテ訓令ニ定ムル範圍ヲ超  
ユル送金ニ付テハ支拂ヲ許可セラレザルニ付注意アリ度

四 陸軍地區ヨリノ被仕向送金ノ支拂ハ許可ヲ要セズ（近ク送金爲  
替等取締令改正ノ方針ナリ）

五 勞務協會ノ川匯向送金ニ付テハ從前述リノ取扱トス（終）

REEL No. A-1179

0340

アジア歴史資料センター

民政府訓令第三十四號

昭和十九年四月十二日

南西方面海軍民政府總監山崎

ボルネオ民政部長官殿  
セレベス民政部長官殿

本邦及南西方面海軍主擔任地、域間  
電信爲替開始ニ關スル件調合

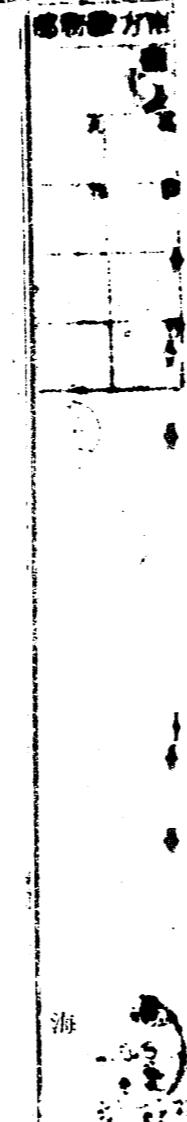
首題ノ件左記ニ依リ五月一日ヨリ實施スペシ

記

一 取扱業務ノ範囲

内國制度ニ依ル電信爲替トス但シ左ノ特殊取扱ハ之ヲ爲サズ

(イ)至急電報ニ依ル取扱



- (ロ)拂渡郵便局特定  
爲替證書ノ留置  
(二)爲替證書ノ特使ニ依ル送達
- 二 金額制限  
證書一枚ノ金額制限ハ一圓以上千圓以下トス  
爲替金額ニハ一圓未滿ノ端數ヲ附スルコトヲ得ス
- 三 証書一枚ノ爲替料ハ左ノ如シ
- |        |            |
|--------|------------|
| 百 圓 迄  | 七 圓        |
| 三百 圓 迄 | 八 圓 五 十 錢  |
| 五百 圓 迄 | 拾 圓        |
| 千 圓 迄  | 拾壹 圓 五 十 錢 |
- 四 證書ノ有效期間

REEL No. A-1179

0341

アジア歴史資料センター

海軍

證書發行ノ日ヨリ六十日トス

本府側ニ於ケル取扱郵便局ハ左ノ如シ

五 取扱郵便局

マカツサル郵便局

メナード郵便局

バンジエルマシン郵便局

バリウタバン郵便局

ボンチヤナツク郵便局

六 名宛局ノ指定

名宛局ノ指定ハ通信區割便覽到着スル迄ハ左記ニ依リ處理スルコト  
(イ) マカツサル郵便局以外ノ郵便局ニ於テヘ發信爲替電報ノ名宛局フ  
「マカツサルユウ」トシ本文中受取人ノ居所ヘマカツサル郵便局ニ於

各局名ノ下ニ「ユウ」

ノ文字ヲ附ス

各市内一圓

七 取扱地域

海軍

テ名宛局ヲ指定スルニ支障ナキ程度ニ詳細ニ記載スルコト

(ロ) マカツサル郵便局ニ於テ右爲替電報フ受ケタルトキハ該爲替電報  
ノ名宛局ヲ指定シ且本文受取人居所ノ記載不審中不要ノ箇所ヲ抹  
消シ相當證印ノ上之ヲ電報局ニ再交付スルコト

(ハ) マカツサル郵便局ニ於テヘ毎週其ノ中継ニ係ル爲替電報ノ名宛局  
及爲替ノ記番號ヲ臨時郵便爲替専金管理局ヘ以下管連局ト稱ス  
ニ通知スルコト

(二) 管理局ニ於テハ右通知ニ依リ派出局ヨリ送付ラ受ケタル關係爲替  
ノ原符ニ名宛局名ヲ記入スルコト

七 電信爲替料ノ處理

(イ) 本府側派出電信爲替ニ對スル爲替電報料ハ電報額信ノ際ニ之ヲ支  
拂ヘズ管理局ニ於テ取扱メ年二回ニ區切り爲替電報一通ニ付金六  
圓五十錢ノ割合フ以テ國際電氣通信株式會社東印度總局ニ支拂ア

海軍

モノノトス

(四) 郵便局ニ於テ徵收シタル電信爲替料ハ當分ノ内左記ニ依リ處理ス  
ベシ

(一) 爲替電報一通ニ付六圓五十錢ハ現金計理トシ適宜ノ用紙フ以テ  
別紙様式ニ依ル爲替電報料受入票正フ作成シタル上東印度爲替  
貯金日計表ニ「爲替電報料」欄ヲ設ケ之ニ計上シ爲替電報受入  
票正本ハ該日計表ニ添屬シ之フ管理局ニ送付シ副本ハ自局ニ保  
管スルコト

(二) 爲替料ノ内右爲替電報料フ控除シタル殘額ニ付テハ原符ニ郵便  
切手ヲ貼附消印スルコト

八 電信爲替ノ拂渡

電信爲替證書ハ拂渡郵便局ニ留置キ受取人ニ到着通知フ爲シ出頭フ  
俟テ證書ヲ交付シタル上爲替金ノ拂渡フ爲スコト

海軍

九 其ノ他

昭和十八年一月二十三日民政府訓令第十四號・昭和十八年十一月十  
七日民政府訓令第八十五號ノ外内國電信爲替ノ例ニ依ルコト

備考

本電信爲替業者ニ要スル物品ハ別途取扱郵便局宛發送ス

(別紙添一)

(終)

寫送付先

海軍省兵備局長  
海軍省南方政務部長  
兩廣方面艦隊參謀長  
第二南洋艦隊參謀長  
第四南洋艦隊建設指導部長  
小舜大民政部長官  
各州知事

REEL No. A-1179

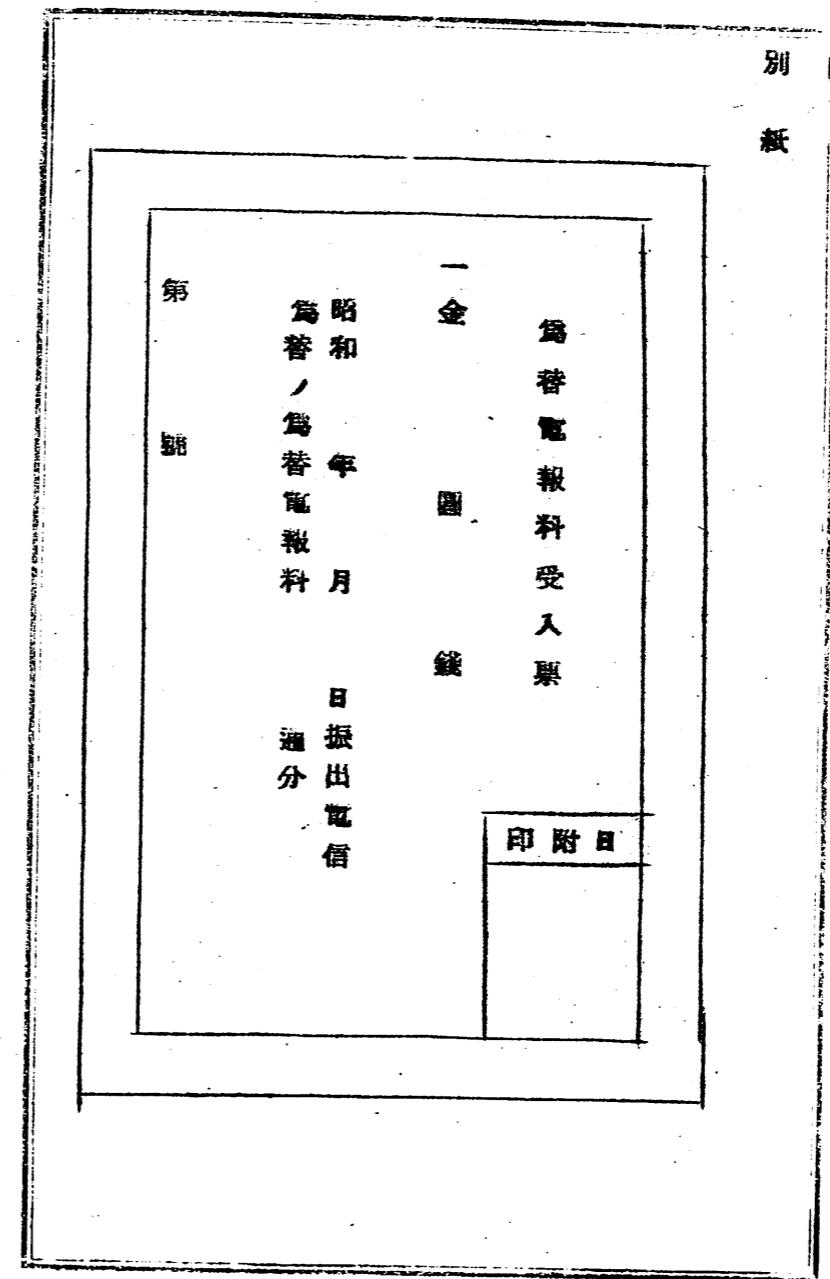
0343

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1179

0344

アジア歴史資料センター



海軍

郵政省

郵便  
民752

伊東

民政府訓令第二十九號

昭和十九年四月六日

南西方面海軍民政府總監 山崎 厳

ボルネオ  
スンダ 民政部長官殿

海軍主擔任區域、陸軍主擔任區域間郵便爲眷取扱ニ關スル件訓令  
首題ノ件昭和十七年十一月三十日民政府機密第三〇六號ノ一訓令別紙  
「海軍主擔任區域、陸軍主擔任區域間通郵開始要領」中第二郵便爲眷  
四金額制限(口)號本文ヲ左ノ通改正ス

(口)郵便爲眷ニ依ハ送金ハ一人一月三十圓以内ニ制限ス

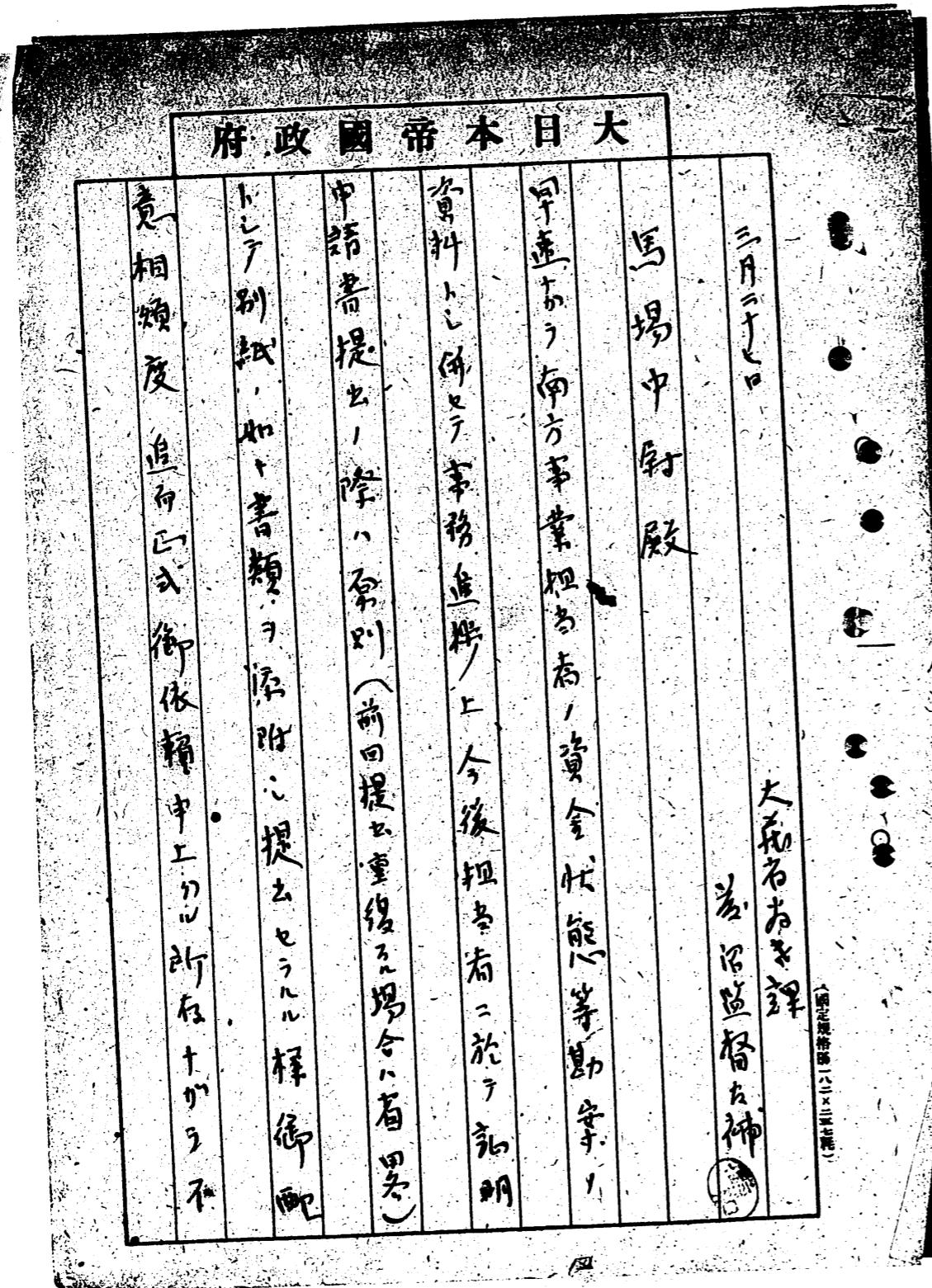
(終)

寫送付先  
海軍省兵備局長

海軍省南方政務部長  
南西方面艦隊參謀長  
第二南遣艦隊參謀長

各州知事

第四南遣艦隊建設指導部長



大日本帝政

南方事業ニ關スル本邦拂費用ノ  
送金ニ關シ資料添付ノ件

昭和十九年四月六日	大藏省外資
海軍省南方政務部	中

南方事業擔當者ノ内地資金状態等勘案ノ資料ト致度ニ付南方事業擔當者ノ本邦向送金證明申請書ニハ原則トシテ（前回提出シ重複スル場合ハ省略スルモ差支ナキコト）別紙記載程度ノ證明書ヲ添付セラル様御取計相煩度御依頼候

南	關	長
A		
B		



1944.4.7  
接受  
12

伊東

REEL No. A-1179

0346

アジア歴史資料センター

府政國帝本日大

藏外爲第七六六〇號

大

19.4.7 屬  
真  
12

仲  
惠

南方事業ニ屬スル本邦拂費用  
送金ニ關シ資料添付ノ件

南方事業擔當者ノ内地資金状態等勘案ノ資料ト致度ニ付南方事業擔當者ノ本邦向送金證明申講書ニハ原則トシテ（前回提出シ重復スル場合ハ省略スルモ差支ナキコト）別紙記載程度ノ證明書ヲ添付セラ  
ルル様御取計相煩度御依頼候

**REEL No. A-1179**

0 3 4 9

アジア歴史資料センター

# 府政國帝本日大

(1) 長期借入金額 口數  
 (2) 短期借入金額 口數  
 (3) 手形借入

但ニシテ入明帳列シ返済ヲ要スヘキモ  
 日一付ハ債権者、借入年月及返済期限  
 (4) 有効ヨリノ旨人ハ別記シ其ノ借入年月及返済期限

(1) 割引手形及支拂手形トニ融分シ中切等又ハ繰還可能ト認メナル  
 ル金額 口數

(1) 現金ヲ以テ支拂ヲ要スル金額  
 (2) 振替ニ依リ整理セラルベキ金額

一、内地ニ於ケル最近ノ資金操状况  
二、最近ノ貸借對照表又ハ試算表（内地本店分ノミニテ差支ナシ）但  
シ左記説明書ヲ附スルコト

大日本帝國政府  
取締豫御依頼候也  
(本件先報熊谷少佐二號解清一毛一)

(四)規格圖一八二×三三七耗)

**REEL No. A-1179**

0 3 4 5

アジア歴史資料センター

府政國帝本日大

一、内地二層会員の金額  
二、最近ノ貸借封照表又ハ試算表（内地本店分ノミニテ差支ナシ）但  
シ左記説明書ヲ附スルコト

**REEL No. A-1179**

0 3 4 5

アジア歴史資料センター

# 大日本帝政政府

(目的)

(6) 南方へノ立替金額  
(8) 當座借越契約極度額及其ノ余力金額  
三 南方事業當後南方ヨリノ送金額一覧表(送金年月、金額、送金

# 大日本帝政政府

4) 有價證券

(1) 國債其ノ他債券 金額

(2) 輸關係會社株 金額

(3) 投資株

(5) 貸付金 金額

(4) 長期借入金額口數

(5) 短期借入金額口數

右ノ中擔保等差入中ノモノニ付テハ其ノ金額

(6) 銀行預金父ハ預ケ金一覽表

(7) (擔保父ハ見返差入中ノモノハ其ノ旨附記)

(8) 現金ヲ以テ支拂チ受クベキ金額

(9) 振替ニ依リ整理セラルベキ金額

藏外爲第二五七七三號

昭和十八年十二月三十一日

大藏省外貿局長

海軍省南方政務部長殿

海軍省經理局長殿

昭和十八年十二月二十二日附南政機密第一〇二一號ヲ以テ照會ニ係ル南方海軍地域ヨリノ事業關係内地送金取扱要領ニ關スル件異見無之候條此段及回答候也

海軍

秘

南政機密第一〇二一號

昭和十八年十二月二十二日

海軍省南方政務部長

大藏省外貿司長殿

海軍省經理局長

南方海軍地域ヨリノ事業關係内地送金  
取扱要領ニ關スル件照會

首題ニ關シテハ昭和十八年三月十日大東亜省連絡委員會第一部會決定「南方甲地城ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第三號及第四號ニ基キ之方取扱要領ヲ別紙第六、第二ノ通定ノ實施スルコトト相成候ニ付テハ

海軍

0351

REEL No. A-1179

アジア歴史資料センター

之ガ實行ニ關シ左記ニ依リ御協力相煩度處貴見承知致度候

記

一 南方事業ヨリ本邦向送金ヲ要スル者ニ對シ海軍省ニ於テ證明書發行ヲ  
要スル場合ニハ認メ貢局ノ意圖ヲ證スルコト

二 海軍省ハ原則トシテ前項大藏省ノ意圖ヲ尊重スルモノトシ之ニ對シ異  
存アル場合ハ事前ニ大藏省ト打合セラ爲スコト  
三 現地州知事ノ許可ヲ受ケ内地ニ送金セラレタルモノニ對スル内地ニ於  
ケル許可ニ付テハ大藏省ハ原則トシテ之ヲ許可スルコトトシ萬一異見  
アルトキハ事前ニ海軍省ト打合ヲ爲スコト

(終)

海軍

(花崎納) 石

南方海軍地域ヨリノ事業關係内地送金取扱方針  
一、南方企業ノ指導方針ガ重要國防資源ノ急速取得ニアルハ勿論ナルモ之  
ガ具體的實現ノ方途ニ關シテハ既ニ一應各種業者ノ進出ヲ見タル今日  
ニ於テ戰局ノ現狀、資材輸送ノ現狀ニ鑑ミ極力現有設備ノ重點的活用  
受命事業ノ全能發揮ニ依リ生産ノ増強ヲ圖ルベク徒ラニ多様ナル事業  
ノ執行的擴大追加ハ寧ロ抑制セザルベカラザル段階ニアリ  
資金計畫モ右ノ線ニ沿ヒ既進出事業ノ重點的育成強化ヲ目途トシ既行  
杜撰ニシテ權益獲得慾ニ基ク新設擴張ハ極力抑壓セントス  
二、南支ガ南方全域ニ於ケル資源ノ開發及利用ニ必要ナル資金供給ノ爲ニ  
設立セラレタルハ勿論ナルモ業者ハソノ國家補償ヲ宛ニシテ稍々モス  
レバ放漫ナル借入ヲナス傾ナシトセズ、當局トシテハ無貸額ガ必ズ該  
商社指定事業ニ現實ニ投資セラルコト從ツテ融資額ノ受命事業以外

海軍

REEL No. A-1179

0352

アジア歴史資料センター

(花旗納石)

ハノ融通、戰前又ハ内地債務ノ整理ノ爲ノ借用等ハ嚴ニ監視スルヲ要  
ス  
三、差當リ本邦拂費用及利益金ノ送金ハ該商社ノ内地ニ於ケル金繕リツカ  
ズ且現地ニ於テ餘裕金又ハ利益金アリテ留守宅送金、内地借入金利子  
ノ返済金等特ニ送金ヲ要スルモノニ限定スルコトトシ内地ニ於ケル既  
支出設備費ト雖モ單ニ現地ニ於ケル借入金ナソノ儘之ガ返済ニ充當ス  
ルガ如キモノノ送金ハ之ヲ認メザルコトトス

海軍

南政機密第三四號

昭和十九年一月二十一日

海軍省南方政務部

大藏省外貿局爲替課御中

南方事業ニ屬スル費用等ノ本邦向送金ノ件照會

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通ヨリ甲請アリタルニ付貴見至急承知致度

(別紙二通添)

(終)

REEL No. A-1179

0353

アジア歴史資料センター

ス  
ヘノ融通、戰前又ハ内地債務ノ整理ノ爲ノ借用等ハ嚴ニ監視スルヲ要

三、差當リ本邦拂費用及利益金ノ送金ハ該商社ノ内地ニ於ケル金融リツカズ且現地ニ於テ餘裕金又ハ利益金アリテ留守宅送金、内地借入金利子ノ返済金等特ニ送金ヲ要スルモノニ限定スルコトシ内地ニ於ケル既支出設備費ト雖モ單ニ現地ニ於ケル借入金チソノ極之ガ返済ニ尤當スルガ如キモノノ送金ハ之ヲ認メザルコトトス

海軍

軍

南政機密第三四號ノ

昭和十九年一月二十一日

大藏省外資局爲替課御中

海軍省南方政務部

南方事業ニ屬スル費用等ノ本邦同送金ノ件照會  
首題ノ件ニ關シ別紙ノ通  
タルニ付貴見至急承知致度

(別紙二添)

(終)

REEL No. A-1179

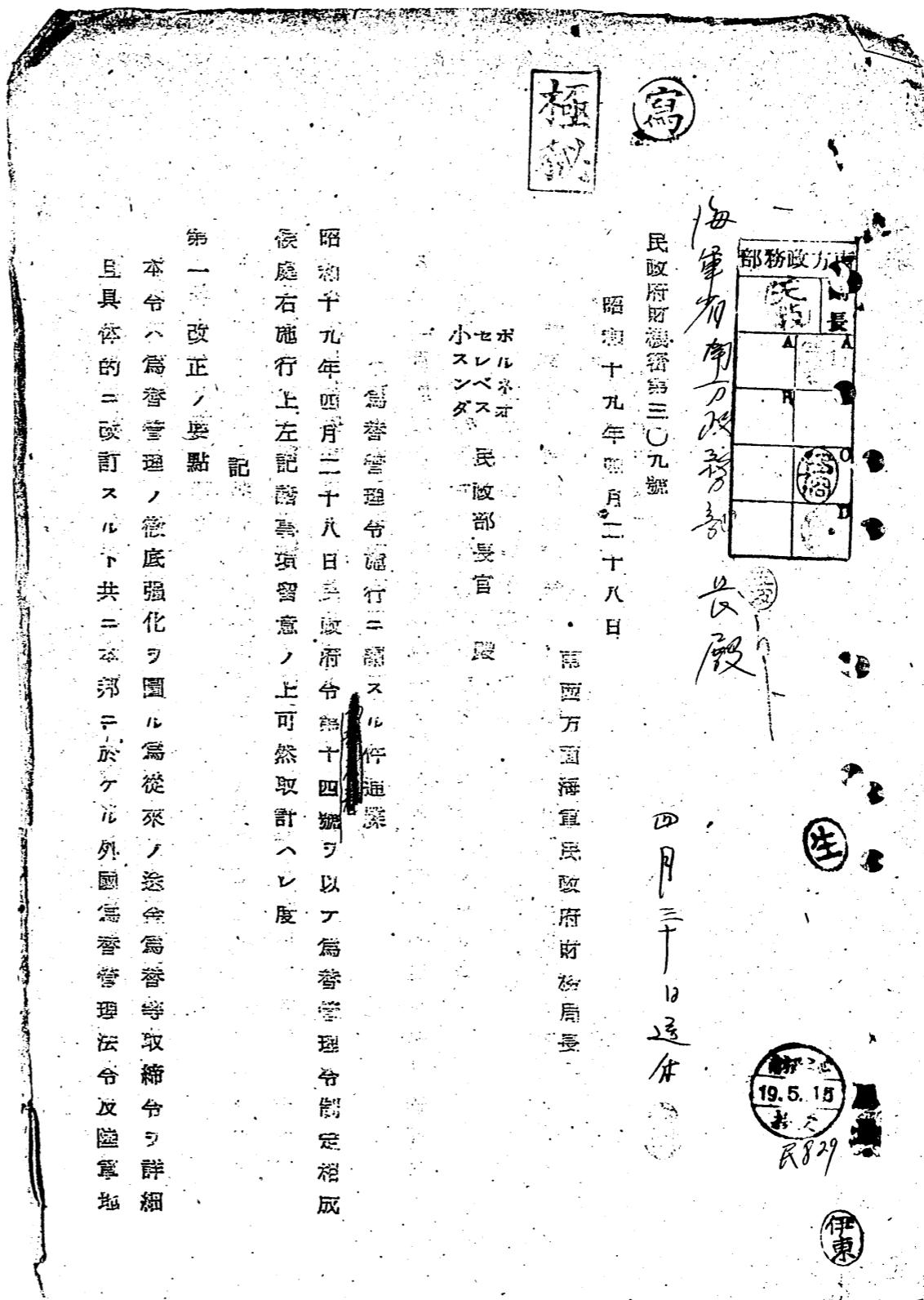
0354

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1179

0356

アジア歴史資料センター



0356

四、於ア實施中ノ馬鹿等違規則ヲ禁固シ之ニ懲應スル話規定ヲ設  
ケ以ア之等地區トノ課監シ園リタルモノニシテ改正ノ主要ナル點  
ヲ擧グレバ左ノ如シ

1、陸海軍軍改地域ヨリ仕向ラレタル銀行送金ノ支拂ニ付アハ取  
組地ニ於ア既ニ軍政機關ノ許可ヲ受ケ居ルヲ以ア當地區ニ於ア  
ヘ之ヲ不要許可トシタルコト

(第十條第一項第二號)

2、二百盾相當張ヲ超ユル現金ノ提出入ニ付アハ從來通り要許可  
トスルノ外新ニ報告義務ヲ課スルコトトシタルコト

(第十一條、第十二條)

3、金貨幣、金塊金、金ノ合金等ノ提出ヲ新ニ取締ルコトトシタ  
ルコト

(第十三條)

4、證券ノ提出入ヲ新ニ取締ルコトトシタルコト

(第十八號)

5、本令三規定セラレタル方法ニ依ル以外ノ送金(例ヘバ銀行ヲ  
通セズ個人間ノ貸借済等ニ依リ事實上送金ヲ爲シタルト同一ノ  
目的ヲ達スル如キモノ)ヘ凡テ之ヲ取締ルコトトシタルコト

(第十四條)

6、本令施行地外ノ地ニ於ア馬シタル委託ニ毒キ本令施行地ニ於  
ア馬ス支拂(例ヘバ立替拂等)ヲ新ニ取締ルコトトシタルコト  
(第十五條)

7、本令ニ依ル許可申請書及報告書ノ提出ヘ凡テ兩方開發金庫又  
は本邦銀行又獨ア民政部ニ提出セシムルコトトシタルコト  
(第十七條)

（別送兩方開鑿金庫三指令）兩方鑿鑿金庫每方職員八人法令二張

(第三十條一)  
・ 民政府總監ハ必要ナルトキハ事項及人ヲ指定シナ本台ニ定ムル  
取引者ハ行爲ノ倒陥又ハ報告ヲ免除スルコトヲ待ルコトナシタル  
コト

書留郵便寫替ニ依ル月額三十盾以下ノ紙幣向參金ニ付許可ヲ免  
除セリ

第二回 計富リ郵便  
案セリ

一九三九年四月二十八日民政府告示第六號  
則ニ種スル規定ヲ改訂規定ノ改正ニ關シア改正  
(第三十一條乃至第三十三條)

一九三九年四月二十八日良  
則ニ薩スル規定ヲ改訂規定ノ時  
（第三十一條乃至第三十三條）

岐府告示案九號

出シタニ

**REEL No. A-1179**

0 3 6 9

アジア歴史資料センター

- (本) 前各據以外ノ送金  
2. 陸軍地區向送金  
3. 民政府管署外海軍地區向送金  
4. 海軍場屋向送金  
5. 路和十八年四月民政府訓令第三十九號支那向送金取扱ノ件訓  
6. 郵便爲替ニ何アハ集一條ニ依リ取締ノ對象ト爲シ居ルモ右  
ハ郵便局ノ取引相手タル個人ノ行爲ヲ取締ル趣旨ニシテ官廳  
タル郵便局ノ爲替事務取扱ヲ管轄スルノ意ニ非ス從ア郵便局  
ガ相手万ニ對シ爲替ノ覺却シ爲スニ何アハ民政府長官ノ許可  
ヲ受クルヲ要セガルハ勿註ナリ爲念  
二、通貨ノ搬出入  
從來通貨ノ搬出入ニ何アハ取締上遺憾ノ點等カラザルカ如ク思  
ハルモ斯クアハ爲替管理ノ徹底ヲ期シ得ラレザルヲ以テ不要  
許可限度以上ノ通貨搬出入ニ何アハ必ズ許可申請ヲ爲サシムル  
ト共ニ爲替送金ノ可能ナル端境ニ至シアハ可及的銀行等ニ依ル  
送金ヲ利用セシメ不必要ナル現金ノ移動ヲ避ケシムル如ク指導  
スルコト  
尙道貨搬出入ノ取締ヘ專ラ機関ニ於ア之ニ當ルコトトシ税關機

支那實業上ハ概要ニ於ア族客等ノ通商申告並ニ之ニ附スル簡

易許可書ヲ取扱ハシムルコト

尙軍人、軍屬ノ通貨券等銀出ヘ不變許可トナリ后ルモ本邦裏ノ他地圖ニ於ア通貨交換ニ關シ軍ノ支給證明書ノ提示ヲ求メラルコトアルニ付可届石註明書ヲ備帶マシムルヲ可トス

### 三 證券ノ送出入

差官リ考慮セラルハ預金預帳ノ銀出入ナルカ現地ニ於ケル財務機關ノ關係上預金通帳ノ銀出入ヲ一律ニ制限スルコト國難ナルキ本邦外債是差官通法令ニ於アモ預金通帳ノ銀出入ハ要許可事項トナリ后ルニ付一應之ニ該シアハ許可範圍ヲ採用スルコトトシタルモ當該預金が現地ニ於ケル本人ノ正當ナル所持ノ蓄積ニシテ且貿易的送金ニ非スト認メラルル場合ハ之ヲ許可スルコト

尙軍人、軍屬ガ本邦ニ郵便將金通帳ヲ備帶スル場合ハ民謹部長

### 官ノ許可ニ代ヘ所轄長ノ證明書ヲ備帶マシムルコト

(註)右證明書ヲ所持スルトキハ本邦稅務ニ於ア簡易輸入許

可ヲ受クルコトヲ得ニ昭和十八年七月無ニ度通則第

三八號ノ一五軍人、軍屬ノ南万古領地域ヨリノ證券携

帶ハシムルコト

輸入許可手續簡略化ニ付スル件通知參照

四 通貨ノ買賣(交換)

通貨ノ買賣ハ日本銀行代理店各ル南万開發金庫支金庫、山張所

、南万開發金庫存セザル地ニ在リアハ本邦銀行一ヲシテ之ヲ取

得ハシムルコト

場所及セルマハ直政地城ニ非ザルモ既在南万開發金庫券ヲ使用

カルニ何當分ノ間他地城ノ南万開發金庫券同様莫ノ買賣ニ應

ズルコト

尙通貨鑄買ノ細則ニ付アヘ別途制定セラルル通貨引換規則ニ依ルコト  
第三 許可官廳

本令ニ依ル許可ハ民政部長官之ヲ行フ建前ナルモ當分ノ間直轄區  
域以外ノ州ニ在リアハ州知事ニ委任シア之ヲ行ハシムルコト但  
シ郵便爲替ニ在リアハ必要ニ應シ州知事廳以下ノ官廳ラシア許可  
事務ヲ行ハシムルコトラシルコト

第四 許可申請書ノ處理手續

- 1 本令ニ定ムル許可申請書ハ正副二通ヲ報告書ハ一通ヲ作成シ  
兩万開鎰金庫又金庫・出張所總由民政部ニ提出セシムルコト
- 2 南方開發金庫ハ申請書記載事項等ニ違漏無キヤ否ヤヲ審査シ  
之ヲ民政部ニ送達スルコト
- 3 民政部ニ於テハ申請書ヲ審査ノ上許可又ハ不許可ヲ決定シ申  
請書正本ニ其ノ旨ヲ記載シ民政部長官又ハ州知事印ヲ押捺シア

之ヲ南方開發金庫ニ交付スルコト

4 南方開發金庫ハ右ニ依リ直テニ申請者ニ許可文ハ不許可ノ旨  
ヲ通達スルコト

5 處理済年譜書ノ副本ハ許可書又ハ不許可通知書獨トシア民政部  
ニ於テ整理保存スルコト

6 許可書ニハ整理番號ヲ附シ別ラ容易ナラシムルコト

7 報告書ハ民政部ニ於テ右ト繫聯スル許可申請書ト對登シ其ノ  
正當ナルコトヲ確認ノ上之ヲ整理保存スルコト

第五 送金手帳料其ノ他

- 1 銀行送金手數料
- 2 本邦尚送金手數料ハ從來民政府管轄區域内送金及陸海軍政地  
區間送金手數料ト別途定メラレアル處(昭和十八年一月民政府  
財金機密第一九號參照)今後之ヲ統一シ左ノ如ク凡ア同率ニ改  
ムルコト

一 落産以下ノ金額

五 十仙

(銀行ニ於テ五十仙示す事無事  
タ候スル場合ハ之ヲ認容スルコト)

一 唐

手

一 落産以下ノ金額  
一 唐 借シ通ユル金額  
但シ四萬圓ニ付アヘ石ノ外從來通り百圓ニ付二十五圓ノ集中手

城 滅ラ後スルコト

尙支那向急金手取替ニ付アヘ從來ノ通トス

二 爲審銀行ノ報告

爲審銀行ヨリ領求スベキ爲營賣高執告書等ノ様式ハ通而決定

ノ上送スルモ其レ迄ヘ從前通りノ様式ニ依リ報告セシムルコ

ト

萬送付先

華直省兩万兩政務部裏

同海關局裏

第二南邊道政廳裏

（終）

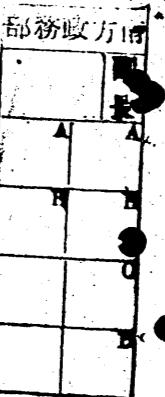
第四兩邊道政參謀課長  
第五兩邊道政參謀課長  
同 マカツサル貢部長  
同 パリツクバベン貢部長

各 州 知 事

REEL No. A-1179

0362

アジア歴史資料センター



寫

民政部訓令第四十一號

昭和十九年四月二十八日

南西方面満州民政部總監 山崎 廣

滿洲  
19.5.15  
支837



ボルネオ  
ヤレベス  
小スンダ 民政部長官 屋

民政部管下日本銀行代理店通貨

引換規則制定ノ件訓令

首題規則別紙ノ通定メ來ル五月十五日ヨリ之ヲ實施スベシ

一別  
紙  
添  
一

(終)

寫送付先

海軍省南方政務部長

同、經理局長

第二、南遣艦隊參謀長

同、第一、二海軍經理部長

同、マカンサル支部長

同、ハリックバーン支部長

各、支州知事

一、別添

民政府管下日本銀行代理店通貨引換規則

第一、本ノ通題、滿洲萬回海軍民政府管下日本銀行代理店（以下代理店ト標

ス）金別額を定メルモノヲ外本流則ニ依リ通貨ノ引換ヲ爲スヘン

第二、代理店ニ於テ本邦通貨（日本銀行券、朝鮮銀行券、臺灣銀行券）及満銀

行券互換之以不同ギテヲ盾表示、萬開錢金庫券ト引換ヲ爲スヘ左

ノ各據、ナニ該當スル場合ニ限ルモノトス

三、一人、三人、五人、十人、二十人、三十人、五十人、八十人

四、監護軍隊隊員ハ民政部より引換證明書ヲ所持スルト

五、監護軍隊隊員ハ民政部より引換證明書ヲ所持スルト

第三條 船舶及船舶用具の所持證ノ引換ニ付アヘ船長ニ於テ引

換所要額ヲ一括シ通算ノ浮帯金申告書ヲ作成シ上引換請求額内賃

支ラ奉付シ税証ノ證印ヲ受クベシ

第四條 第二條ノ規定ニ依リ代理店ノ引換ヲ爲ス限度ヘ一人一口ニ

當相書類以内トス但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限り在ラズ

二 本邦ニ於テ外國爲營業銀行ノ規定ニ依リ浮帯ノ許可ヲ受ケ

三 本人又ヘ直暉方直ヨリ支給ラ受ケタル後又シ他ノ給與ニ相

二 客スル金額ヲ引換ヲ完ストキ

前項但書の場合はテヘ代理店ヘ通貨浮帯ニ限スル許可書又ヘ寫

フ支給證明書ヲ呈示ラ求メ調查ヲ上引換ヲ爲スベシ

第五條 第二條ノ規定ヘ代理店ニ於テ盾表示兩万圓整金庫券ヲ本邦

通貨下引換ヲ完ス場合ニ之ヲ準用ス

第六條 前條ノ規定ニ依リ代理店ノ引換ヲ爲ス限度ヘ一人一口二百

盾表示額以内トス但シ爲營業銀行ノ規定ニ依リ民政部長官  
ノ許可ヲ受ケタル場合は此ノ限り在ラズ  
前項但書の場合ニ於テヘ代理店ヘ通貨買入許可證ノ呈示シ求メ之  
ニ引換證明書ヲ爲シタル上請求者ニ交付スベシ  
第七條 第二條乃至前條ノ規定ヘ代理店ニ於テ盾表示兩万圓整金庫  
券ト其ノ他ノ兩万圓整金庫券トノ相互引換ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用  
ス

第八條 代理店ハ毎月其ノ取扱ニ係ル通貨引換高ノ明細書ヲ作成シ  
之ヲ所轄民政部長官、海陸民政府總監ニ報告スベシ  
第九條 本規則ヘ日本銀行代理店ニ非ザル爲營業銀行カ通貨ノ引換ヲ  
爲ス場合ニ之ヲ準用ス

本規則ハ昭和十九年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

昭和十七年十月民政府第九三號通牒ニ依ル、民政府等下日本急行代理

店裏票引換手續ハ之ヲ廢止ス

REEL No. A-1179

0366

アジア歴史資料センター

極秘

部務方  
副議長 A  
A  
B  
C  
D  
E  
F  
G  
H  
I  
J  
K  
L  
M  
N  
O  
P  
Q  
R  
S  
T  
U  
V  
W  
X  
Y  
Z

民政部機密第八〇號

昭和十九年六月二十九日

兩面海軍民政部經濟局長

印

高研究中  
南支那海軍  
省南方政務  
廳

七段

經理局長

第一課長  
局員

行西

陸海軍軍政地區間爲替南支集中方法ニ關スル件照會

陸海軍軍政地區間爲替收引開始ニ伴ヒ管下所在臺灣銀行ハ對陸軍地區爲替持高ヲ所在ノ南方開發金庫各支金庫ニ集中スルコトトナリタル處南支金庫所定ノ爲替集中方法ニ依レバ管下各支金庫ノ爲替持高ハ一旦セレベス支金庫ニ集中ノ上更ニ之ヲ馬來支金庫ニ集中セシムルト共ニ銀行固ノ爲替尻調整ニ付テモ一々馬來支金庫ヲ經由セシムルコトニナリ居ル爲一箇ノ取引ニ付關係支金庫銀行間ニ於テ四回以上モ打電ヲ営スルコトト

海軍

軍

ナリ其ノ手續徒ニ複雜ニシテ通信連絡意ノ如クナラザル管轄地區ノ實情ニ  
適セズ且海軍地區ノ取引ヲ更ニ馬來支金庫ニ集中セシムルガ如キハセレ  
ベス支金庫ヲ馬來支金庫ノ從屬的地位ニ譯クモノエシテ溝渠トシテ承認  
シ難キ所ナリ仍テ本金庫所定ノ爲替集中事務處理手續ニ付テハ別紙ノ如  
ク凡テ也ベス支金庫ヲ中心店トシテ之ヲ處理シ特ル様改訂實施セシメ  
以テ手續ノ簡易化ヲ圖ルコトト致貰候候本金庫ニ對シ右ノ旨可然連絡万  
取計ヲ得度  
追テ兩發樂勝ニ關スル本金庫所定ノ各種報告類等ハ一般ニ追信連絡目  
由ニシテ人手潤澤ナル平和時ノ取引ヲ前提トシ居ルガ如半盛アルニ付  
之ヲ可及的整理簡易化セシム様御配慮ヲ得度

別紙添

海軍

(終)

REEL No. A-1179

0366

アジア歴史資料センター

一、民政府管轄所在臺灣銀行ハ陸海軍政地區爲替南發集中要領  
 爲替ト講ス、毎旬中ノ賣買總額ニ何各通貨別（陸軍軍政地區ノ通  
 貨ニシテ同一種類ノモノニ在リテバ各軍政地區別トス以下同シ）ニ  
 積旬初ニ於テ之ガ出合ヲ其ノ地所在ノ南發支金庫ニ求ムルモノトス  
 二、南發支金庫所在地店ノ勘定ニ合算又ハ何替ノ上同店經由一括該貿總  
 南發支金庫所在地店ノ勘定ニ合算又ハ何替ノ上同店經由一括該貿總  
 額ニ付前項ニ依リ南發支金庫上出合ヲ求ムルモノトス  
 三、セレベス支金庫以外ノ支金庫ニ在リテハ前各項臺灣銀行トノ出合  
 取引ニ依ル毎旬中ノ賣買總額ニ付各通貨別ニ積旬初ニ於テ之ガ出合  
 ヲセレベス支金庫ニ求ムルモノトス  
 四、セレベス支金庫ハ前各項ニ依ル出合取引ニ關シ毎旬毎ニ取締メ之  
 ガ明細ヲ本金庫ニ報告スルモノトス  
 五、臺灣銀行ハ集中濟純持高ノ限度内ニ於テ隨時各南發支金庫經由貯

信送金ニ依リ燭手銀行トハ國三萬圓尻調整ヲ爲スモノトス

六、前各項ニ定ムル者ノ外本金庫ノ指示スル所ニ依ル時ノカタ

（終）

REEL No. A-1179

0368

アジア歴史資料センター

南發業〇四第 號

昭和十九年七月十四日

南方開發金庫  
總裁 佐々木謙一郎

大東亞大臣 青木一男殿

海軍軍政地區ニ於ケル對陸軍軍政地區銀行  
爲替集中ニ關スル件

今般別紙(一)海軍民政府通牒ノ通り、陸海軍軍政地區間、銀行爲替ノ取扱  
開始セラレ之ニ伴ヒ海軍軍政地區ニ於テ右爲替ヲ當金庫ニ集中スル  
コトト相成候ニ就テハ右爲替集中ニ關スル當金庫事務處理手續別紙  
(二)ノ通り制定ノ上別紙(二)ニ依リ本邦爲替銀行ト約定締結致度候間右  
御認可相受度此段及申請候也

南方開發金庫

南政機密第〇三七號/三

昭和十九年五月一日

海軍省南方政務部長

社長殿

奉仰向送金許可申請書添付資料

一件通牒

首題(一)関シ南方事業担当者、内地資金状態等勘査、  
資料ト致度ニ付奉仰向送金許可申請書(二)別紙(一)資  
料添付セラル様取計相成度

(別紙添)

海軍

一、内地ニ於ケル最近ノ資金繰状況  
二、最近ノ貸借対照表又ハ試算表（内地本店分ノミニテ差支ナシ）但シ左記説明書ヲ附スルコト

記

- (1)、借入金  
(1)、長期借入金額 口數 (但シ借入期限到来シ返済ヲ要スヘモノニ付テハ債権者・借入年月及返済期日)  
(2)、短期借入金額 口數  
(3)、預り金  
(4)、有價証券  
(5)、貸付金  
(6)、長期借入金額 口數  
(7)、短期借入金額 口數  
(8)、右ノ中返済見込金額及時期  
(9)、預金又ハ見返差入中ノモノハ其ノ金額  
(10)、銀行預金又ハ預ケ金一覽表  
(11)、現金ヲ以テ支拂ヲ受クベキ金額  
(12)、振替ニ依リ整理セラルベキ金額  
(13)、南方ヘノ立替金額  
(14)、當座借越契約極度額及其ノ余力金額  
三、南方事業擔當後南方ヨリノ送金額一覽表（送金年月、金額、送金目的）

一 内地ニ於ケル最近ノ資金繰状況  
二 最近ノ貸借対照表又ハ試算表（内地本店分ノミニテ差支ナシ）但シ左記説明書ヲ附スルコト

## 記

## (1) 借入金

(1)、長期借入金額 口數

(モニ付モシ借入期限到来シ返済ヲ要スヘキ定期日）

(2)、短期借入金額 口數

(ハ)、南發ヨリノ借入金別記シ其ノ借入年月及返済期限

## (2) 手形借入

割引手形及支拂手形トニ區分シ中切替又ハ繼續可能ト認メラルル金額

## (3) 假受金

(1)、現金ヲ以テ支拂ヲ要スル金額

(2)、振替ニ依リ整理セラルベキ金額

## (4) 営業部分

## (1)、國債其他債券 金額

(2)、關係會社株 金額

(3)、投資 株 金額

(4)、右ノ中擔保等差入中ノモノニ付テハ其ノ金額

## (5) 貸付金

(1)、長期借入金額 口數

(2)、短期借入金額 口數

右ノ中返済見込金額及時期

## (6) 銀行預金又ハ預ケ金一覽表

（擔保又ハ見返差入中ノモノハ其ノ旨附記）

## (7) 假拂金

(1)、現金ヲ以テ支拂ヲ受クベキ金額

(2)、振替ニ依リ整理セラルベキ金額

## (8) 當座借越契約極度額及其ノ余力金額

## (9) 南方事業擔當後南方ヨリノ送金額一覽表（送金年月、金額、送金目的）

一、内地ニ於ケル最近ノ資金繰状況  
二、最近ノ貸借対照表又ハ試算表（内地本店分ノミニテ差支ナシ）但シ左記説明書ヲ附スルコト

記

（1）、借入金

（1）、長期借入金額 口數

（モ）ノニ付テハ債権者、借入年月及返済期日

（2）、短期借入金額 口數

（モ）ノニ付テハ債権者、借入年月及返済期日

（3）、南發ヨリノ借入金別記シ其ノ借入年月及返済期日

（2）、手形借入

割引手形及支拂手形トニ區分シ中切替又ハ繰繕可能ト認メラルル金額

口數

（3）、假受金

（1）、現金ヲ以テ支拂ヲ契スル金額

（モ）ノニ付テハ債権者、借入年月及返済期日

（2）、振替ニ依リ整理セラルベキ金額

（4）、有價證券

（1）、國債其他債券 金額

（2）、關係會社 株 金額

（3）、投資 株 金額

右ノ中擔保等差入中ノモノニ付テハ其ノ金額

（4）、長期借入金額 口數

（5）、貸付金

（6）、短期借入金額 口數

右ノ中返済見込金額及時期

（7）、假拂金

（1）、現金ヲ以テ支拂ヲ受クベキ金額

（2）、振替ニ依リ整理セラルベキ金額

（3）、南方ヘノ立替金額

（4）、當座借越契約極度額及其ノ余力金額

（5）、南方事業擔當後南方ヨリノ送金額一覽表（送金年月、金額、送金目的）

昭和十九年四月二十八日

海軍省南方政務部 報 部員

南方開發金庫業務部長 謹

臺灣銀行南方部 長 謹

内地送金下臺灣事務ノ件依託

首回ノ件貴金庫へ行ニ委託致度候條南方開發海軍連絡協議會派送員  
チシテ取扱ハシノラレ度

通而之ガ取扱方針及送金許可標準ハ別紙第一及第二ノ通り付之ニ準  
據シ審査相成様致度

(終)

海軍

石

江波

REEL No. A-1179

0392

アジア歴史資料センター

南方沿軍地域ヨリノ事業關係内地送金取扱方針  
一、南方企業ノ指導方針ガ重要國防資源ノ急速取得ニマルハ勿論ナルモ  
之ガ具體的實現ノ方途ニ關シテハ既ニ一應各種業者ノ進出ヲ見タル  
今日ニ於テ戰局ノ現狀、資材輸送ノ現狀ニ鑑ミ極力現有設備ノ重點  
的活用受命事業ノ企能發揮ニ依リ生産ノ増強ヲ圖ルベキ捷ラニ多様  
ナル事業ノ併行的擴大追加ハ寧ロ抑制セザルベカラザル接觸ニアリ  
資金計畫セ右ノ線ニ沿ヒ既進出事業ノ重點的育成強化ヲ圖述トシ併  
行社機ニシテ權益獲得慾ニ基ク新設擴張ハ極力抑壓セントス  
二、南發ガ南方全域ニ於ケル資源ノ開發及利用ニ必要ナル資金供給ノ爲  
ニ設立セラレタルハ勿論ナルセ業者ハソノ國家補償ヲ充ニシテ稍々  
モスレバ放漫ナル借入ヲナシ領ナシトセズ、當局トシテハ融資額ガ  
必ず該商社指定事業ニ現實ニ投資セラルコト從ツテ融資額ノ受命  
事業以外ヘノ融通、戰前又ヘ内地債務ノ整理ノ爲ノ借用等ハ禁ニ號

REEL No. A-1179

0374

アジア歴史資料センター

視スルヲ要ス  
是當リ本邦消費用及利益金ノ送金ハ該商社ノ内地ニ於ケル金銀リツカズ且留守老送金・内地借入金利子・返済金等皆ニ送金ヲ要スルモノニ限シスルコトトシ内地ニ於ケル既支出設備費ト雖モ卓ニ現地ニ於ケル借入金ヲソノ償之旨返済ニ充當スルガ如キモノ送金ハ之リ  
觀メザルコトトス

海軍

山

人件費等送金許可標準

南方事業ノ経費ニ端局セシメ得心キ経費ニシテ經常的支出平局スルモノ並限リ底本左ノ限度ヲ標準トス

一、南方派遣要員経費

1) 海軍費及支度料

一人ニ付 八〇〇■

2) 保険料補助(戦争死亡傷害保険)

月一一〇

3) 国本邦拂拂給給與

月一一〇

(海給一〇〇國家族手當一〇圓トシ貰與ハ現地拂トス)

二、南方事業管理費

1) 事務費及事務所費 過去六ヶ月間ノ實績ニ依ル

(南方事業ノ経費スルモノニ對シテハ原則トシサ右ノ融資ヲ行ヘザルモノトシ已ムラ得ズ融資ヲ爲ス場合ニ在リナハ交易擔當業者ニ付ナハ業務量ニ依リ其ノ他ノ企業擔當者ニ付ナハ投資額ニ

海軍

REEL No. A-1179

0376

アジア歴史資料センター

依り右ノ賃給額ヲ按分シタル額ニ依ル

四人件費 一 個別的ニ開ヘル他ナシ

俸給

賞與（年月俸ノ九ヶ月分）

諸手當（家族手當、食事手當、住宅手當等）

一一五〇  
四〇〇  
七五〇  
一〇〇

一人當 月 計

軍 海

山